

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被保険者氏名	シフヤ タロウ 渋谷 太郎	被保険者番号	0000123456
生年月日	昭和 4 年 5 月 6 日	個人番号	
住 所	〒 150-0042 渋谷区宇田川町〇-〇	連絡先	03-3463-〇〇〇〇
入所（院）した 介護保険施設の 所在地及び名称（※）	〒 150-0013 渋谷区恵比寿△-△-△ ●●●特別養護老人ホーム	連絡先	03-3463-△△△△
入所（院）年月日（※）	令和 3 年 1 月 1 日	（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の 「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
配偶者に関する事項	フリガナ 氏名	シフヤ ハナコ 渋谷 花子	
	生年月日	昭和 7 年 8 月 9 日	個人番号
	住所	〒 150-0042 渋谷区宇田川町〇-〇	連絡先 03-3463-〇〇〇〇
	本年1月1日 現在の住所 （現住所と 異なる場合）	〒	
	課税状況	住民税 課税 ・ 非課税	

収入等に関する申告	☐	①生活保護受給者/②住民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	受給している全ての 年金の保険者に 〇してださい。 日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済
	☐	③住民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、 その他の合計所得金額の合計額が年額82.65万円以下です。 （受給している年金に〇してください。以下同じ。） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。	
	☐	④住民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、 その他の合計所得金額の合計額が年額82.65万円を超え、120万円以下です。	
	☒	⑤住民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、 その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。	
預貯金等に関する申告 ※通帳等の写しは別添	☒	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円（夫婦は2000万円）、③の方は650万円（同1650万円）、④の方は550 万円（同1550万円）、⑤の方は500万円（同1500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、③～⑤の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。	
	預貯金額	400万 円	有価証券 （評価概算額） 円

※内容を記入してください

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	渋谷 一男	連絡先（自宅・勤務先）	03-3463-◇◇◇◇
申請者住所	渋谷区渋谷〇-〇-〇	本人との関係	子

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
(2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
(3) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
(4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

【区記入欄】

収入等 確認事項	世帯情報	非課税 課 税	本人収入 課 税	円	配偶者収入 非課税 課 税	預貯金額	円
証発行	交付年月日	年 月 日	適用年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日	
証発行係員	受付係員	年 月 日	第（1・2・3①・3②・4）段階で （認定・非該当）として よろしいか伺います。		（備考） 特養・老健・療養・医療院・地域特養・他		

同 意 書

渋谷区長 殿

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴区長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和 **8** 年 **8** 月 **1** 日

<本 人>

住所 **渋谷区宇田川町〇一〇**

氏名 **渋谷 太郎**

<配偶者>

住所 **渋谷区宇田川町〇一〇**

氏名 **渋谷 花子**